

花とみどりの補助金制度 申請の受付

市街化区域内農地でみどり豊かなまちづくりを進めるため、市の指定する景観作物のいずれかを栽培した人に補助金と種子(苗木)を補助します。



●補助条件

次の全てに該当すること
▽市街化区域内の農地および雑種地の面積の2分の1以上を作付け▽作付け面積が200㎡以上▽作付け期間外も農地を良好な状態に保つ人

●指定する景観作物

コスモス、ヒマワリ、マリーゴールド、鳥飼ナス

●申込み

6月30日(木)までに、市役所4階・産業振興課で配布の申込書を同課へ(多数のとき抽選)

●補助金額と種子(苗木)

▽コスモス=136円+種子
▽ヒマワリ=136円+種子
▽マリーゴールド=136円+種子
▽鳥飼ナス=420円+苗木
※作付面積1㎡あたりの金額
※生産緑地指定農地は種子(苗木)のみ
問合せ 産業振興課へ

◆野菜苗・花即売会 花や野菜の種苗、鳥飼ナスの苗、肥料などの販売
4月16日(土)・17日(日)午前10時〜午後4時に、市役所・西別館跡地で/問合せは産

業振興課へ
※17日(日)に「寄せ植え教室」を実施/定員10人/材料費1千円/要申込み(産業振興課へ・☎可・先着)

4月から成人年齢が18歳に

4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

未成年であれば親の同意なく結んだ契約を取り消すことができますが、成人になれば自分の行為に責任が伴い、一度結んだ契約は簡単に取り消すことはできません。

●成人になるとできること

▽クレジットカードが作れる▽借金ができる▽携帯電話を契約できる▽賃貸アパートが借りられる▽車やバイク、エステなどの高額な契約ができる(ローンも組めます)
※飲酒・喫煙などは20歳のまま維持されます。

悪質業者に注意

18歳なら高校生でもターゲットに

今までは、ターゲットにならなかつた18歳以上の人が悪質業者に狙われる可能性があります。
18歳なら高校生でも例外ではありません。

●悪質業者から身を守るために

▽契約時は、広告内容・説明・規約など、内容をよく理解してから契約する
▽契約に関する知識を身につける
▽契約が本当に必要かを落ち着いて判断する
▽迷っている時やトラブルが起こったときは、消費生活相談ルーム☎06(6383)2666などの相談機関に相談する

摂津ビジネスサポートセンターで 経営に関するお悩みを相談受付中

業態転換への支援、新たな販路開拓、新製品開発の支援など、さまざまな相談にお応えします。



また今年度から、女性専門家を配置し、相談しやすい環境を整えています。

一緒に、会社の強みや課題点、今後の創業に向けた計画などを考えましょう。

場所・受付時間

ビジネスサポートセンター
(南千里丘4-35・3階)
午前9時〜午後5時 毎週(火)木
(祝日・年末年始除く)

対象

▽市内で事業を営む法人・個人事業主
▽創業間もない人
▽今後市内で創業を志す人

予約

①午前10時から ②午後1時から
③午後3時から ※いずれも90分

問合せ

同センター☎06(6170)6411へ

同センターで指導を受け、新商品開発を実現すると「新商品開発支援補助金(上限10万円・補助率50%)」が利用できます。

- お知らせ/募集
- 健康
- 公民館/コミセン
- スポーツ/文化
- 施設/教育
- 相談
- 図書館
- 福祉
- 産業振興
- 子育て
- 地域活動
- ごみ/資源